

【 留意事項 】

1. 任意継続組合員資格取得に伴う関係書類は、取りまとめのうえ、退職の日から20日以内に共済事務担当課を通して共済組合へ提出してください。
2. 被扶養者の継続認定の有無欄は必ず記入し、有の場合は、「扶養状況申告書」により被扶養者の継続認定をしてください。
 - ※ 在職中複数人被扶養者があり、そのうち一人を認定取消しする場合は、有に○をし、「扶養状況申告書」中にその方の名前は書かないでください。
 - ※ 新規で認定申請する者がいる場合は「被扶養者(認定)申告書」を提出してください。
3. 被扶養者(子など)がいる方で、退職等により収入が減少し、夫婦間での主たる生計維持者が配偶者となる場合(扶養替え)がありますので、ご確認ください。
4. 掛金の払込方法は、原則預金口座振替となります。
申込み方法は次の(1)又は(2)となりますので、希望する方法をお選びください。
 - (1) 預金口座振替依頼書による申込み
「任意継続掛金の預金口座振替依頼書」を、希望する金融機関(山陰合同銀行・鳥取銀行のみ)へ提出し、共済組合用(2枚目、「任意継続掛金の預金口座振替届出書」)に“金融機関確認印”を押してもらい、契約者印(銀行届出印)を押印のうえ、任意継続組合員資格取得申出書と併せて共済組合へ提出してください。
 - (2) 金融機関のWebサイトからの申込み
スマートフォン、パソコン、タブレット等の通信機器をご使用いただき、ご希望の金融機関(山陰合同銀行・鳥取銀行のみ)を選択しご登録ください。
 - ※ 納付書による払込みを希望される方は、「任意継続組合員資格取得申出書」の支払区分にて納付書払いを選択してください。なお、掛金の払込方法は預金口座振替のため、納付書による払込を希望される場合、理由の記載が必要となります。
 - ※ 払込区分で「半年前納払い」、「1年前納払い」を選択された場合、掛金が運用方針で定めた率により割引されます。